

越谷市立小中学校学区審議会条例

昭和47年3月31日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、越谷市立小中学校学区審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 越谷市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、学区編成に関し必要な調査及び審議を行うため、越谷市立小中学校学区審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から委員会が委嘱する。

- (1) 自治会長
- (2) 小中学校長
- (3) P T A会長
- (4) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において所掌する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第30号）抄

この条例は、公布の日から施行する。